

女性活躍推進事業者として、「えるぼし認定」を取得しました

一般財団法人関西情報センター（以下「当財団」）は、2023年12月14日付で、厚生労働大臣から女性活躍推進の取り組みが優良な事業者として「えるぼし認定」（認定段階3）を取得しました。

1. 「えるぼし認定」とは

女性活躍推進法に基づき制定された制度で、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階が設けられており、優良な取り組み実績が認められた企業に対して厚生労働大臣から与えられるものです。



2. 当財団の認定について

当財団ではえるぼし認定の5つの認定項目全てが評価され、基準適合認定一般事業主の最上位3段階目の認定を取得しました。

将来の労働力不足が懸念される中、人材の多様性（ダイバーシティ）を確保すること、とりわけ女性の活躍推進を図ることが重要であると考えています。また、女性の活躍推進をはかることは、人材の確保・定着や職員のモチベーションの向上等の面で大きなメリットがあると考えており、次のとおり行動計画に基づく取り組みを実施しています。

- ①職員に対して、キャリア意識、ワークライフバランス等についてアンケート調査を実施する。
- ②アンケート調査結果をもとに、職員各人のキャリアに対する意識付け、仕事と家庭の両立を図る社内制度等の導入等、必要な改善に取り組む。
- ③女性職員を女性活躍推進に関する外部の啓発セミナーや研修等へ派遣し、女性職員の能力開発やキャリアアップを支援する。

当財団は、今後も職員一人ひとりがいきいきと働き、能力を最大限に発揮し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めてまいります。